議第69号

高山市福祉金庫基金条例等の一部を改正する条例について

高山市福祉金庫基金条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

貸付けの範囲等を見直すため改正しようとする。

高山市福祉金庫基金条例等の一部を改正する条例

(高山市福祉金庫基金条例の一部改正)

第1条 高山市福祉金庫基金条例(昭和50年高山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(貸付けの範囲)	(貸付けの範囲)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前各項の規定にかかわらず、次の各号の一	3 前各項の規定にかかわらず、次の各号の一
に該当する者は、貸付けを受けることができ	に該当する者は、貸付けを受けることができ
ない。	たい。
<u>(1)</u> 成年被後見人	
$(2)\sim (4)$ (略)	$(1)\sim(3)$ (略)

(高山市高額療養費貸付基金条例の一部改正)

第2条 高山市高額療養費貸付基金条例(昭和52年高山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

9 3 °	
改 正 前	改 正 後
(<u>貸付</u> の範囲)	(貸付けの範囲)
第7条 社会保険各法の規定による被保険者又	第7条 社会保険各法の規定による被保険者又
は被扶養者で規則で定める要件を備えている	は被扶養者で規則で定める要件を備えている
ものは、この条例の定めるところにより、高	ものは、この条例の定めるところにより、高
額療養資金の貸付けを受けることができる。	額療養資金の貸付けを受けることができる。
ただし、 <u>次の各号の一に該当する者</u> は、貸付	ただし、第三者行為にかかる高額療養資金に
けを受けることができない。	<u>ついて</u> は、貸付けを受けることができない。
(1) 成年被後見人	
(2) 第三者行為による療養費にかかわる者	

(高山市高額介護サービス費貸付基金条例の一部改正)

第3条 高山市高額介護サービス費貸付基金条例(平成16年高山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改 正 後
(貸付けの対象)	(貸付けの対象)
第6条 介護保険法の規定による被保険者で規	第6条 介護保険法の規定による被保険者で規
則で定める要件を備えている者は、この条例	則で定める要件を備えている者は、この条例

の定めるところにより、高額介護サービス資金の貸付けを受けることができる。ただし、 <u>次の各号の一に該当する者</u>は、貸付けを受けることができない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 第三者行為による高額介護サービス費の 支給を受けている者

の定めるところにより、高額介護サービス資金の貸付けを受けることができる。ただし、 第三者行為にかかる高額介護サービス資金については、貸付けを受けることができない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。